

令和2年度上半期
高齢運転者による
事故件数率

県内
ワースト **2** 位

ハンドルを握ったら… ゆずり合いの心 満タンで

ワーストランキングからの脱却に向けて…

高齢運転者による事故件数率県内ワースト2位となった笠松町。でも、「自分は事故に遭遇したことがないし…」「高齢の家族はいないし…」と、他人事に捉えていませんか。

県警の統計によると、交通事故は秋口から年末にかけて増加する傾向があります。「自分は大丈夫」という過信が悲惨な事故を引き起こしてしまう前に、自身の日ごろの運転を見直してみましょう。

今回は、笠松町を管轄する岐阜羽島警察署の林署長にお話をお聞きしました。

過信は禁物、「かもしれない運転」を心がけて

笠松町で発生する事故の約半数は追突事故、約3割は出会い頭の事故です。これらの事故の多くは、車間距離の確保や、交差点での左右の確認など、基本的な交通ルールを守ることで防ぐことができます。走り慣れた道では、ついつい自分に都合よく判断する「だろ運転」になりがちですが、「ウインカーを出したから、前の車は減速するかもしれない」「子どもが飛び出してくるかもしれない」と危険を予測する「かもしれない運転」を肝に銘じて安全運転を心がけましょう。

また、高齢になると誰でも認知機能や身体機能が衰えます。スピードや距離の感覚がつかみにくくなったり、反応速度が遅くなる傾向があるため、若かったころと同じ感覚で運転を続けていると、思わぬ事故を起こしてしまう可能性があります。高齢ドライバーの皆さんには、特に余裕をもった運転を心がけていただきたいと思います。



INTERVIEW

岐阜羽島警察署長 林 竜一 (はやし りゅういち)
令和2年3月23日 岐阜羽島警察署長就任
交通機動隊(白バイ隊員)、刑事部、警務部などを歴任

年末にかけて交通事故が増加します

交通事故は、これから年末にかけて増加する傾向があります。あっという間に日が暮れていくため、ライトの点灯や反射材の使用といった皆さんの夜間通行の準備も遅れがちです。

夕暮れから夜間にかけての、いわゆる「魔の時間帯(午後4時～8時)」には、交通死亡事故などの重大事故が多発する傾向にありますので、車のライトは視界が悪くなる前(点灯時間の目安は日没30分前)に点灯をお願いします。

悲惨な事故を繰り返さないために

交通事故では、被害に遭われた方はもちろん、加害者となった方やその家族も、それまでの幸せな日常を失ってしまいます。

県警では、こうした交通事故を1件でも減らしたいという思いから、交通安全指導や指導取締りを展開し、ドライバーの皆さんへ交通ルールの遵守をお願いするとともに、地域における交通安全意識の向上を図っています。また、運転に不安を感じている高齢ドライバーや家族の皆さんの相談窓口として「安全運転相談ダイヤル(#8080)」を開設し、運転に関する相談のほか、免許返納時の手続きや返納後の支援制度の紹介なども行っていますので、お気軽にご相談ください。

交通事故をなくすためには、地域の皆さんの協力が不可欠です。心にも、運転にもゆとりをもって、日ごろから安全運転をお願いします。

笠松町は、令和2年度上半期における高齢運転者による事故件数率が県内ワースト2位となり、「高齢者交通事故防止対策重点地域」に指定されました。これは、高齢者の関係する人身交通事故が多発した市町村を対象に指定されるもので、笠松町は平成30年度にも指定を受けています。心にも、運転にもゆとりをもって、日ごろからゆずり合い運転を心がけましょう。

また、町では高齢運転者の事故防止に向けた補助制度も設けていますので、ぜひご活用ください。

活用してみませんか？町の補助制度

後付け急発進等抑制装置設置補助金

近年、高齢運転者を中心に、ペダルの踏み間違いによる交通事故が増加しています。こうした事故を防止するため、急激なアクセルの踏み込みや車の前後の障害物を検知し、急発進時の加速を抑える「後付け急発進等抑制装置設置」が販売されています。

町では、装置設置に対して次のとおり補助制度を設けています。



▲制度詳細はこちら

補助の条件など

補助対象者 (すべてに該当する方)	<ul style="list-style-type: none"> 笠松町に住民登録がある75歳以上の方(昭和21年4月1日以前に生まれた方) 自動車(自動二輪を除く)の運転免許証を保有している方 装置を設置する自動車の車検証に記載されている方(所有者または保有者) 自動車税や町税などの滞納がない方 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない方
装置・ 自動車の条件	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省が認定した後付け急発進等抑制装置で、令和2年4月15日～令和3年2月28日に設置されたものであること 自家用自動車で転売を目的とした自動車でないこと
補助金額	装置設置経費に対し 1台1万円 (1人1回限り) ※設置経費が1万円を下回る場合は経費の額(千円未満切捨て)

申請期限 令和3年3月15日(月)

※ただし、予算不足のおそれがあるときは、受付を中止する場合があります。

申請方法 次の申請書類を建設課に提出してください。

- ①補助金交付申請書兼実績報告書(町ホームページからダウンロード可能)
- ②申請者の運転免許証の写し
- ③装置を設置した自動車の車検証の写し
- ④装置設置費用の支払いがわかるもの(領収書の写し)



運転に不安を感じているなら…

運転免許証の返納も検討しましょう!

運転に不安を感じている高齢運転者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境を整備するため、65歳以上で、運転免許証を自主返納された方や更新を行わなかった方を対象に、「**笠松町公共施設巡回町民バス**」の利用料を**1年間免除**する支援事業も行っています。

申請方法などの詳細は、町ホームページをご覧ください。



▲制度詳細はこちら

圃建設課 ☎388-1117

令和2年10月号
第1121号